2　チャネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）七・五MHz、（±）一二・五MHz及び（±）一七・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

3　チャネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）一〇MHz、（±）一五MHz及び（±）二〇MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

4　チャネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（±）一二・五MHz、（±）一七・五MHz及び（±）二二・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

五　設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種別	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
同一周波数帯内で連続する搬送波による送信	九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	二

六　設備規則別表第二号第12の5(5)の総務大臣が別に告示する陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	周波数の幅
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz以下

七　設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1　基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5-1.4\times(\Delta f-0.05)$ dBm Δfは、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。
五・〇五MHz以上一〇・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一二・五dBm以下の値
一〇・〇五MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあっては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値とする。

注1　基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

2　離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

4　複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあっては、次のとおりとする。

(1)　同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2)　同時に送信する複数の搬送波の間であって、当該搬送波のうち一のものから一〇MHz未満の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間であって、全ての搬送波から一〇MHz以上離れた周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値を適用する。